

日本パラスポーツ協会における 講習会・研修会開催の新型コロナウイルス感染症対策について

公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下、「当協会」とする)は、講習会・研修会の開催へ向け、本対策を講じて、これまで取り組んで参りました。この度、内容を見直し、一部改正することといたしましたので、地域における障がい者スポーツ指導員養成講習会等の開催につきましても、この内容を参考に、十分な新型コロナウイルス感染症対策を講じていただきますようよろしくお願いいたします。(※内容は今後も見直し、随時変わることをご了承ください)

1. 基本方針(事前の確認・通知・対策・対応)

◆事前の確認・連絡調整

講習会等を開催するにあたり、大前提として開催される各都道府県・指定都市の方針に従う。また、都道府県のスポーツ主管課や障がい者スポーツ協会を始めとする各関係団体と密に連絡を取り合い開催の判断や準備を行う。

◆事前通知の徹底

講習会等の参加者や講師に対し、受講決定通知や講師依頼等を通じて感染予防対策について事前に周知する。受講者には「体調チェックシート」に講習会開催7日前から直前までの体調(検温・咽頭炎の有無等)を記入することを依頼する。

◆受講可否判断基準

1)感染者となった者は、講習会初日の前日までに次の要件を満たす場合は受講することができる。

<症状がある場合>

・講習会初日の前日までに発症日(症状が出現した日)から7日間以上が経過し、かつ症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合)後、24時間以上が経過している場合は受講することができる。

<症状がない場合>

・講習会初日の前日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から薬剤を服用しない状態で感染疑いの症状がなく、7日間以上が経過している場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から薬剤を服用しない状態で感染疑いの症状がなく、5日目に抗原定性検査で陰性を確認した場合は、翌日以降受講することができる。

2)濃厚接触者と特定された者は、講習会初日の前日までに次の要件を満たす場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)」、又は「感染対策を講じた日」のいずれかの遅い日を0日目として5日目が終了するまで、感染疑い症状を発症していない場合は受講することができる。

・講習会初日の前日までに、起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)」、又は「感染対策を講じた日」のいずれかの遅い日を0日目として5日目が終了しない場合、感染疑い症状がなく、2

日目及び3日目に抗原定性検査(各検査の間隔も24時間以上空ける)を実施し、いずれの結果も陰性であれば、受講することができる。

3)直近の海外からの帰国者や渡航歴がある者は、その時の政府の基準(外務省HP等)に準じて受講の可否を判断することとする。

◆感染予防のための参加者における基本的な対策

感染予防の対策として以下の①～③を実施する。

①咳エチケット、不織布マスク着用の徹底、②こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒の徹底、③検温・体調管理

※講習会等開催中は徹底して実施するとともに、必要な備品等は事前に揃えておく。

◆講習会におけるクラスター発生防止のための対策

クラスター発生防止策として以下の①～⑤を実施する。

①会場の十分な換気対策、②物理的距離の確保、③近距離での会話や発声の制限、④飲食時の黙食の徹底、⑤各対策を徹底できる定員数の設定や会場(収容数)の選定

※環境の設定や事前通知を徹底する。

※全国的な感染状況に応じて、講習会前に「薬事承認されている抗原定性検査キット」にて検査を行い陰性の確認を求める場合がある。

◆感染が疑われる症状が出た場合の対応

1)開催期間中に受講者・講師・事務局より、感染が疑われる症状の報告があった場合は、運営事務局は速やかに当該者の参加を中止する。

2)当該者の症状を確認し、当協会へ報告したあと、講習継続の可否について判断する。

3)講習会等終了後、7日以内に感染発症の報告を受けた場合は、関係者(受講者や講師など)へ対して速やかに報告し、情報共有する。

4)個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者より得た情報(参加申込書、「体調チェックシート」等)について、期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存する。

2 講習・研修現場における主たる対策

□施設の定めるガイドライン等に準じて実施する。

□感染対策に会場内へ掲示するなどして周知を徹底する。

□講師および受講者については可能な範囲で他者との間隔を考慮したうえで配置を設定する。

□アルコール消毒液および非アルコール消毒液(過敏性のためアルコール消毒液が使用できない人がいるため可能であれば)を必要箇所(受付、教室入口前など)に設置し、出入りの際の消毒を徹底する。

□会場設営にあたり、空気の流れを作るため窓や対角のドアを開放することを検討する。換気が不十分だと思われる場合は扇風機やサーキュレーターを設置することが望ましい。

□CO₂ センサーを使用し、換気不十分の目安とされる測定値(1,000ppm)を越えた場合は講義途中でも大きな換気を行う。

地域(都道府県・指定都市)の初級講習会等における特例措置について

各地域(都道府県・指定都市)で開催される初級障がい者スポーツ指導員養成講習会等の運営方法について、以下の特例措置を令和4年度も継続して適用しますが、感染状況を注視しつつ、感染防止対策を十分に講じたうえで、できるだけ対面での開催をご検討いただきますようお願いいたします。また、資格認定講習会であるため、基準カリキュラム内容が十分に担保されたうえでの実施をお願いします。

■オンラインを活用した開催について

オンラインを活用した開催については具体的な内容、日程、受講確認方法等を検討のうえ、事前に必ず当協会までご相談ください。

■実技の運営方法について

受講者同士の身体接触等を避けるために、実技形式のカリキュラムを「座学」で実施することも可能としますが以下の内容にご注意ください。

カリキュラムの内容と時間が十分に担保されていること

動画や画像、スポーツ用具等を活用し、実際の動きをイメージできるような工夫を取り入れること

<具体例>

初級

・「障がいのある人との交流」

▶実際に交流することが困難な場合は、動画や画像を活用して解説することも可

・「各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫」

▶紙面上で障がいのある人へのスポーツ指導上の工夫について考えるワーキング形式など

中級

・「救急処置法」「全国障害者スポーツ大会競技の指導法と競技規則」「最重度の障がい者のスポーツの実際」

▶動画や画像、スポーツ用具等を活用して実施

■期間途中で講習会等が中止となる場合

講習会が期間途中で中止となる場合は、速やかに当協会へ報告し、講習会等開催団体と相談したうえでその後の取り扱いを決定してください。

未受講分のカリキュラムを次年度に受講することも可能とします。ただし、資格申請手続きは全カリキュラムの受講後とします(補講の実施でも可)。

中止となった講義が少数(全体の講義時間の25%程度)である場合は、その講義内容に沿ったレポート等の作成・提出による対応も可能とします(ただし、講義毎にレポートを作成する)。

お問合せ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部

TEL:03-5695-5420